

1 法令名（日・英）

**悪臭排出基準に関する環境大臣令（1996 年第 50 号）**

Decree of the State Minister of Environment, Number: KEP-50/MENLH/11/1996 on Odor Level Standard

2 制定年月

1996 年 11 月

3 発効年月

1996 年 11 月

4 法令の概要

4.1 目的

悪臭を人間の健康や環境に害を及ぼさないレベルに制限する

4.2 規制対象

事業や活動を営む者

4.3 規制内容（基準値がある場合は基準値など）

事業や活動を営む者は、

- 悪臭排出基準を遵守し、
- 人間の健康や環境に悪影響を及ぼす可能性のある悪臭の排出を抑制し、
- 悪臭モニタリング結果の報告を最低 3 ヶ月に 1 度、知事と大臣の他、環境対策や関連技術などを担当する関連機関に提示する。

悪臭排出基準

(1) 一つの臭気物質より発生する悪臭

No	種類	単位	限 界 値	測定方法	測定機器
1	アンモニア (NH <sub>3</sub> )	ppm	2.0	インドフェノール法	分光光度計
2	メチルメルカプタン (CH <sub>3</sub> SH)	ppm	0.002	ガス吸収法	ガスクロマトグラフ
3	硫化水素 (H <sub>2</sub> S)	ppm	0.02	a. チオシアン酸水	分光光度計

				銀法 b.ガス吸収法	
4	硫化メチル ((CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> S)	ppm	0.01	ガス吸収法	ガスクロマトグラフ
5	スチレン (C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CHCH <sub>2</sub> )	ppm	0.1	ガス吸収法	ガスクロマトグラフ

(2) 複数の臭気物質より発生する悪臭  
 複数の臭気物質により発生する悪臭の限界値は、8人以上のグループの内、半数以上が感知できるレベルとする。

## 5 出典

Ministry of Environment Republic of Indonesia and Japan International Cooperation Agency. Decree of the State Minister of Environment. Number Kep-50/MENLH/11/1996 on Odor Level Standard.